

## 日専連カード会員規約の主な改訂箇所

一般条項	
現行	改定後
<p>第 13 条（期限の利益喪失）</p> <p>1. （略）</p> <p>2. 次のいずれかに該当したときは、本人会員は当然に期限の利益を失い、日専連に対する一切の未払債務を直ちにお支払いいただきます。</p> <p>①（略）</p> <p>②本人会員が自ら振出した手形、小切手が不渡りになった<u>とき</u>、または一般の支払を停止した<u>とき</u>。</p> <p>③本人会員が差押、仮差押、保全差押、仮処分（ただし、信用に関しないものを除く。）の申立または滞納処分を受けた<u>とき</u>。</p> <p>④本人会員に破産、民事再生の申立があった<u>とき</u>。</p> <p>⑤カードを他人に貸与、譲渡、質入れ、担保提供等し、または商品を質入れ、譲渡、賃貸等し、日専連のカードの所有権または商品の所有権を侵害する行為をした<u>とき</u>。</p> <p>⑥本人会員について債務整理のための和解、調停等の申立があった<u>とき</u>、または債務整理のため弁護士等に依頼した旨の通知が日専連にあったとき。</p> <p>⑦本人会員が日専連に通知しないで住所を変更し、日専連にとって所在が不明となった<u>とき</u>。</p> <p>⑧（略）</p> <p>3. （略）</p>	<p>第 13 条（期限の利益喪失）</p> <p>1. （略）</p> <p>2. 次のいずれかに該当したときは、本人会員は当然に期限の利益を失い、日専連に対する一切の未払債務を直ちにお支払いいただきます。</p> <p>①（略）</p> <p>②本人会員が自ら振出した手形、小切手が不渡りになった<u>こと</u>、または一般の支払を停止した<u>ことを日専連が知ったとき</u>。</p> <p>③本人会員が差押、仮差押、保全差押、仮処分（ただし、信用に関しないものを除く。）の申立または滞納処分を受けた<u>ことを日専連が知ったとき</u>。</p> <p>④本人会員に破産、民事再生の申立があった<u>ことを日専連が知ったとき</u>。</p> <p>⑤カードを他人に貸与、譲渡、質入れ、担保提供等し、または商品を質入れ、譲渡、賃貸等し、日専連のカードの所有権または商品の所有権を侵害する行為をした<u>ことを日専連が知ったとき</u>。</p> <p>⑥本人会員について債務整理のための和解、調停等の申立があった<u>ことを日専連が知ったとき</u>、または債務整理のため弁護士等に依頼した旨の通知が日専連にあったとき。</p> <p>⑦本人会員が日専連に通知しないで住所を変更し、日専連にとって所在が不明となった<u>ことを日専連が知ったとき</u>。</p> <p>⑧（略）</p> <p>3. （略）</p>
<p>第 14 条（退会・会員資格の取消およびカードの停止・返却、切替の保留）</p> <p>1. 会員の都合により退会するとき（本人会員が家族会員による家族カードの利用を中止させる場合を含む。）は、日専連宛にその旨の届出を行うものとします。（略）</p> <p>2.～3.（略）</p>	<p>第 14 条（退会・会員資格の取消およびカードの停止・返却、切替の保留）</p> <p>1. <u>会員は、日専連所定の方法により退会することができ</u>、会員の都合により退会するとき（本人会員が家族会員による家族カードの利用を中止させる場合を含む。）は、日専連宛にその旨の届出を行うものとします。（略）</p> <p>2.～3.（略）</p>
<p>第 17 条（規約の変更）</p> <p><u>本規約の変更については、日専連から本人会員に変更内容を通知した後または新会員規約を送付した後に、会員がカードを使用したときは、会員は変更事項または新会員規約を承認したものとみなされることに異議がないものとします。</u></p>	<p>第 17 条（規約の変更）</p> <p><u>1. 日専連は、次の各号のいずれかに該当する場合には、あらかじめ、効力発生日を定め、本規約を変更する旨、変更後の内容及び効力発生時期を、日専連ホームページにおいて公表する他、必要があるときにはその他相当な方法で会員に周知したうえで、本規約を変更できるものとします。</u></p> <p><u>①変更の内容が会員の一般の利益に適合するとき。</u></p> <p><u>②変更の内容が本規約に係る取引の目的に反せず、変更の必要性、変更後の内容の相当性その他の変更に係る事情に照らし、合理的なものであるとき。</u></p> <p><u>2. 日専連は、あらかじめ変更後の内容を日専連ホームページにおいて公表する方法又は通知する方法（必要があるときはその他相当な方法を含む）により会員に周知したうえで、本規約を変更することができるものとします。この場合、当該周知後に会員が本規約に係る取引を行うことにより、変更後の内容に対する承諾の意思表示を行うものとし、当該意思表示をもって以後変更後の規約が適用されるものとします。</u></p> <p><u>3. 前項に基づく規約の変更には異議がある会員は、第 14 条に基づき、退会をすることができます。</u></p>
カードショッピング条項	
現行	改定後
<p>第 4 条（遅延損害金）</p> <p>1. 本人会員が、カードショッピングの支払金の支払いを遅滞したときは、支払期日の翌日から支払日に至るまで当該支払金に対し、以下の年率（1 年を 365 日（閏年は 366 日）とする日割計算、以下同じ）を乗じた額の遅延損害金を支払うものとします。</p> <p>①支払方法が 1 回払（支払期間が 2 ヶ月を超える 1 回払を除く。以下本項において同じ）およびリボルビング払以外であり、商品、役務または割賦販売法に定める指定権利に関する取引については、当該支払金に対し、年 14.60%を乗じた額とカードショッピングの支払金の残高全額に対し、<u>商事法定利率</u>を乗じた額のいずれか低い額。</p> <p>②支払方法が 1 回払およびリボルビング払、または 1 回払およびリボルビング払以外であっても割賦販売法の適用のない取引については、当該支払金に対し、年 14.60%を乗じた額。</p> <p>③<u>平成 21 年 11 月 30 日以前における取引については、従前の遅延損害金が適用されるものとします。</u></p> <p>2. 本人会員が、期限の利益を喪失したときは、期限の利益喪失の日から完済の日に至るまでカードショッピングの支払金の残金全額に対し、以下の年率を乗じた額の遅延損害金を支払うものとします。</p> <p>① 1 項①の取引については、カードショッピングの支払金の残金全額に対し、<u>商事法定利率</u>を乗じた額。</p> <p>② 1 項②の取引については、カードショッピングの支払金の残金全額に対し、年 14.60%を乗じた額。</p> <p>③<u>平成 21 年 11 月 30 日以前における取引については、従前の遅延損害金が適用されるものとします。</u></p>	<p>第 4 条（遅延損害金）</p> <p>1. 本人会員が、カードショッピングの支払金の支払いを遅滞したときは、支払期日の翌日から支払日に至るまで当該支払金に対し、以下の年率（1 年を 365 日（閏年は 366 日）とする日割計算、以下同じ）を乗じた額の遅延損害金を支払うものとします。</p> <p>①支払方法が 1 回払（支払期間が 2 ヶ月を超える 1 回払を除く。以下本項において同じ）およびリボルビング払以外であり、商品、役務または割賦販売法に定める指定権利に関する取引については、当該支払金に対し、年 14.60%を乗じた額とカードショッピングの支払金の残高全額に対し、<u>法定利率</u>を乗じた額のいずれか低い額。</p> <p>②支払方法が 1 回払およびリボルビング払、または 1 回払およびリボルビング払以外であっても割賦販売法の適用のない取引については、当該支払金に対し、年 14.60%を乗じた額。</p> <p><b>（削除）</b></p> <p>2. 本人会員が、期限の利益を喪失したときは、期限の利益喪失の日から完済の日に至るまでカードショッピングの支払金の残金全額に対し、以下の年率を乗じた額の遅延損害金を支払うものとします。</p> <p>① 1 項①の取引については、カードショッピングの支払金の残金全額に対し、<u>法定利率</u>を乗じた額。</p> <p>② 1 項②の取引については、カードショッピングの支払金の残金全額に対し、年 14.60%を乗じた額。</p> <p><b>（削除）</b></p>
<p>第 8 条（支払停止の抗弁）</p> <p>1. 本人会員は、下記の事由が存するときは、その事由が解消されるまでの間、当該事由の存する商品・権利・サービスについて、支払を停止することができるものとします。ただし、割賦販売法に定める指定権利以外の権利については、支払を停止することはできません。</p> <p>①商品の引渡し、権利の移転またはサービスの提供がなされないこと。</p> <p>②商品・権利・サービスに<u>瑕疵（欠陥）</u>があること。</p> <p>③（略）</p> <p>2. ～ 7.（略）</p>	<p>第 8 条（支払停止の抗弁）</p> <p>1. 本人会員は、下記の事由が存するときは、その事由が解消されるまでの間、当該事由の存する商品・権利・サービスについて、支払を停止することができるものとします。ただし、割賦販売法に定める指定権利以外の権利については、支払を停止することはできません。</p> <p>①商品の引渡し、権利の移転またはサービスの提供がなされないこと。</p> <p>②商品・権利・サービスに<u>種類または品質に関して契約の内容に適合しないもの</u>があること。</p> <p>③（略）</p> <p>2. ～ 7.（略）</p>